

地方独立行政法人大阪市博物館機構に承継させる財産について

次のとおり地方独立行政法人大阪市博物館機構に承継させる財産を定める。

建物

施設名等		所在	延べ面積 (㎡)	評価額 (円)
大阪市 立美術 館	本館	大阪市天王寺区茶臼山 町121番地	17,822.81	1,250,000,000
大阪市 立自然 史博物 館	本館	大阪市東住吉区長居公 園627番地、616番地、 621番地、622番地、 623番地、623番地1、 624番地、625番地、 626番地、628番地、 629番地、630番地、 631番地、635番地、 636番地、637番地、 638番地、639番地、 640番地、689番地、 690番地、691番地、 692番地、693番地、 697番地、636番地先	12,093.39	1,450,000,000
	集塵庫	大阪市東住吉区長居公 園625番地	12.19	341,000

	倉庫	大阪市東住吉区長居公園623番地、624番地	66.24	530,000
	温室	大阪市東住吉区長居公園621番地	54.84	439,000
大阪市立東洋陶磁美術館	本館	大阪市北区中之島1丁目29番地2、29番地1、29番地1先	3,883.60	622,000,000
大阪市立科学館	本館	大阪市北区中之島4丁目1番地1	9,705.43	1,160,000,000
	倉庫	大阪市北区中之島4丁目1番地1	93.44	4,200,000
	集塵庫	大阪市北区中之島4丁目1番地1	14.94	180,000
	守衛室	大阪市北区中之島4丁目1番地1	9.00	108,000
大阪歴史博物館	本館	大阪府中央区大手前4丁目6番地35	28,705.66	12,900,000,000

平成30年11月30日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

地方独立行政法人大阪市博物館機構に承継させる財産を定めるため、地方独立行政法人法施行令第18条の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（権利義務の承継等）

第66条 移行型地方独立行政法人の成立の際、当該移行型地方独立行政法人が行う業務に関し、現に設立団体が有する権利及び義務（当該移行型地方独立行政法人の成立前に設立団体が当該業務に相当する業務に関して起こした地方債のうち当該移行型地方独立行政法人の成立の日までに償還されていないものに係るものを除く。）のうち政令で定めるところにより設立団体の長が定めるものは、当該移行型地方独立行政法人の成立の時に於いて当該移行型地方独立行政法人が承継する。

2 - 7 省 略

地方独立行政法人法施行令（抄）

（権利の承継に係る議会の議決）

第18条 設立団体の長は、法第66条第1項の規定により移行型地方独立行政法人（法第61条に規定する移行型地方独立行政法人をいう。）に承継させる権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第237条第1項に規定する財産に限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。